

環境通信

ENVIRONMENT

問い合わせ先 環境衛生課(合志庁舎) ☎248-1202

浄化槽を利用している皆さんへ

浄化槽は、トイレ・台所、洗濯排水などを微生物の働きなどできれいな水にして放流するための処理設備です。きれいな川や海を守るため、浄化槽の保守点検・清掃・法定検査を行ないましょう。

※市個別排水処理施設条例に基づく合併処理浄化槽は市で行ないます。

●保守点検

浄化槽管理者は、浄化槽が十分に機能を発揮し良好な状態を維持しているか、定期的に点検する必要があります。

浄化槽保守点検業者(県登録業者)に保守点検を委託しましょう。

●清掃

浄化槽を使用していると汚泥の堆積や浮遊物が発生するので、毎年1回(全ばっ気方式は6カ月ごとに1回)汚泥などを除去し機器類の洗浄・清掃する必要があります。浄化槽の清掃は、市指定の浄化槽清掃業者に依頼してください。

市浄化槽清掃指定業者(株)セイブクリーン

☎0120(812)583

●法定点検

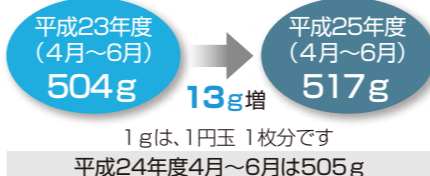
浄化槽を使い始めてから3カ月から8カ月の間に行なう設置状況および水質検査と、毎年1回行う定期検査を受けることが法律で定められています。

●県指定機関

県浄化槽協会
☎(284)3355

燃やすごみの量を減らしましょう

家庭から出る燃やすごみの量(一人1日あたり)



※ごみ排出量については、東部清掃工場に収集車で搬入されるごみと直接搬入されるごみの量です。可燃性粗大ごみは含んでいません。

きれいな川づくり 河川清掃活動

7月27日、市民や企業、市職員など約300人が「くまもと・きれいな川と海づくりデー」に伴う県下一斉清掃活動として塩浸川、上生川の清掃を行ないました。暑い中での作業となりましたが、軽トラック3台分のごみと雑草がなくなりきれいな川になりました。



上生川での清掃活動

これらも資源物Jです



●ごみ減量のポイント
燃やすごみの中に資源物J(プラスチック類)が混ざっていませんか。資源物Jは、プラスチック再生樹脂の原料や固形燃料として再利用されます。分別することで枯渇資源である化石燃料の削減とCO2の発生を抑制することができます。ほとんどのプラスチック類が資源物Jとして出すことができます。汚れを落として出してください。詳しくは、ごみの分け方・出し方(平成23年4月～保存版)を参考にしてください。

秋の狂犬病予防集合注射

問い合わせ先 環境衛生課(合志庁舎) ☎(248)1202

狂犬病予防法により、飼い犬は登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。今回の対象は、本年度に予防注射をしていない犬に限ります。

(5月に市が実施した注射、動物病院での注射が済んでいる犬は受ける必要はありません)

通知ハガキを持って注射会場へお越しください。なお、犬の登録をしていない人は注射会場で受け付けできません。

※犬が死亡している、または人に譲り渡している場合は、ご連絡ください。



犬の登録・狂犬病予防集合注射会場

●とき 10月26日(土)

時間	会場
午前9時～9時40分	泉ヶ丘市民センター 須屋市民センター
午前10時～10時40分	西合志庁舎 黒石公園(駐車場側)
午前11時～11時30分	野々島公民館 栄グラウンド
午前11時40分～正午	合生文化会館 合志小跡グラウンド

●料金
・登録料 3,000円
(既に登録している犬は不要)
・注射料 2,500円
・注射済票 500円

こんにちは こちら

消費生活センターです

消費生活センターってどんなセンター?

Q. 消費生活センターは何を
しているんですか?

A. 消費生活センターでは、主に次の3つの仕事を行なっています。

- ① お金(借金)、契約トラブルに関する相談
- ② 商品の危険・安全に関する相談
- ③ 無料出前講座・パンフレット配布などの啓発活動・情報発信(出前講座は土日でも可)

Q. 相談の受付は誰がしているんですか?

A. 専門相談員が対応しています。個人の情報は守られますので、安心してご相談ください。相談内容に応じて、適切な窓口の紹介や業

者との交渉を行なう場合があります。

Q. どんなときに消費生活センターに相談すればよいのですか?

A. 実際にトラブルに遭ったときはもちろん、消費生活に関する疑問や困ったことがある場合にも気軽に相談ください。

Q. 相談するのに費用はかかりますか?

A. 消費生活センターへの相談は無料です(電話料金は発信者負担です)。

Q. どのような相談が多いですか?

A. 借金問題、アダルトサイト・出会い系サイト・家のリフォーム工事・賃貸住宅・訪問販売に関する事、悪質商法(送り付け商法)などの相談があります。業者が発行した契約書や領収書などがあれば、手元に用意しましょう。スムーズに相談を進めることができます。



問い合わせ先

消費生活センター

(合志庁舎2階総務課内)

☎(248)5442

相談受付時間

平日 午前10時～午後4時